

総務省行政相談センター

まぐみみ福島

# 令和4年福島県沖を震源とする 地震による被災者の皆様への 生活支援窓口案内 (福島県版ガイドブック)

令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、関係機関の各種相談窓口や支援措置等について、関係機関が提供している情報を当センターが取りまとめたものです。

福島県・市町村の広報誌、ウェブサイトなどもご覧いただきながら、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

また、当センターでは、今回の災害に関して、様々なお問合せやご相談を次のとおり受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15  
(上記時間帯以外は留守番電話対応となります)

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 一部のIP電話では、ご利用できない場合があります。その場合は、024-534-1100におかけください。

※ NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15  
住所：福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

- インターネットによる相談受付  
URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)  
(右のQRコードからもアクセスできます。)



- FAXによる相談受付  
024-534-1102

総務省行政相談センター

まぐみみ福島



総務省 福島行政監視行政相談センター

福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

電話：024-534-1100 FAX：024-534-1102

ご注意

1 このガイドブックは、令和5年7月10日時点の情報で作成しております。

各機関等における支援策等については、随時、追加・変更し、福島行政監視行政相談センターホームページのトップ画面にある「令和4年福島県沖を震源とする地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内（福島県版ガイドブック）」に掲載してまいります。

※ 状況が刻々と変化中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、全ての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

(1) 災害救助法

今回の地震による災害においては、福島県内の全市町村（59市町村）が災害救助法の適用を受けています。

(2) 被災者生活再建支援法

今回の地震による災害においては、福島県内の全市町村（59市町村）が被災者生活再建支援法の適用を受けています。

【参考】前回版（第19版(令和5年4月6日)）からの主な変更部分

変更した項目	頁	変更の内容
1 り災証明書の発行	1・2	申請受付を終了した市町村の情報を削除しました。
5 一部損壊住宅の修理支援	5	申請受付を終了した市町村の情報を削除しました。

## 目



### 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 3)
- 3 災害ごみの処分 (P. 3)
- 4 被災住宅の応急修理(準半壊以上) (P. 4)
- 5 一部損壊住宅の修理支援 (P. 5)
- 6 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)
- 7 被災住宅の解体 (P. 7)



### お金のこと

- 8 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金) (P. 8)
- 9 災害弔慰金等の支給 (P. 9)
- 10 災害援護資金の貸付 (P. 10)
- 11 生活福祉資金の貸付 (P. 10)
- 12 住宅の建設、補修等の融資(災害復興住宅融資) (P. 11)
- 13 住宅ローンの返済の相談 (P. 12)



### 役所の手続きのこと

- 14 国税の特別措置 (P. 13)
- 15 県税の特別措置 (P. 14)
- 16 市町村税の特別措置 (P. 14)
- 17 公共料金の減免措置 (P. 15)
- 18 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 15)
- 19 運転免許証の再交付 (P. 16)

## 次



### 民間の手続きのこと

- 20 損害保険の相談(契約内容の照会) (P. 17)
- 21 生命保険の相談(契約内容の照会) (P. 17)
- 22 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合 (P. 18)
- 23 消費生活相談の窓口 (P. 19)
- 24 法律相談の窓口 (P. 20)



### 医療・健康のこと

- 25 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 21)



### 教育のこと

- 26 奨学金の緊急採用、減額返還・返済期限猶予(P. 22)



### 事業者の方へ

- 27 災害復旧貸付(P. 23)
- 28 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 23)
- 29 中小企業等を対象とした相談窓口 (P. 24)
- 30 農林漁業者向けの融資・返済の相談窓口(P. 25)
- 31 被災観光関連事業者向けの相談窓口(P. 26)



### そのほかの情報

- 福島県内市町村連絡先一覧 (P. 27)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するものです。被災住宅の応急修理の申請、一部損壊住宅の修理支援の申請、被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 被害認定調査が行われ、損傷の程度に応じ、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の区分で「り災証明書」が発行されます。
- ◆ 市町村によって申請受付終了の日程等が異なる場合、被害認定調査の受付を終了し、自己判定（一部損壊のみ）方式の申請のみ受け付けている場合などがありますので、詳細は、各市町村の「り災証明書」の発行担当課にお問い合わせください。
- ◆ 非住家（店舗など）用の「被災証明書」（名称は市町村によって異なります。）を発行している場合もあります。

#### 【り災証明書の発行担当課】

地域	市町村名	担当部署	電話	参考情報
東北地域	福島市	危機管理室	024-525-3793	自己判定方式（一部損壊のみ）の申請を受付 電子申請可、支所・茂庭出張所でも受付
	二本松市	生活環境課	0243-55-5102	郵送申請可
	本宮市	防災対策課	0243-33-1111 (内線1119)	自己判定方式（一部損壊のみ）の申請を受付
	桑折町	税務住民課	024-582-2114	
	国見町	税務課	024-585-2778	
	川俣町	総務課	024-566-2111	

地域	市町村名	担当部署	電話	参考情報
県中 地域	郡山市	資産税課(り災証明 専用ダイヤル)	024-924-2111	自己判定方式 (一部損壊のみ) の申請を受付 郵送申請可、各 行政センター (富田・大槻を 除く)でも受付
	須賀川市	税務課	0248-88-9125	自己判定方式 (一部損壊のみ) の申請を受付
	田村市	税務課	0247-81-2119	電子申請可、各 行政局でも受付
	鏡石町	税務町民課	0248-62-2114	自己判定方式 (一部損壊のみ) の申請を受付
	石川町	税務課	0247-26-9119	郵送申請可
	玉川村	住民税務課	0247-57-4622	
	浅川町	税務課	0247-36-4122	
	古殿町	住民税務課	0247-53-4617	
	三春町	総務課	0247-62-1114	
	小野町	町民生活課	0247-72-6933	
県南 地域	泉崎村	税務課	0248-53-2113	自己判定方式 (一部損壊のみ) の申請を受付
	棚倉町	税務課	0247-33-2118	
相双 地域	相馬市	地域防災対策室	0244-37-2121	自己判定方式 (一部損壊のみ) の申請を受付 郵送申請可
	富岡町	税務課	0240-22-2111	郵送申請可
	川内村	住民課	0240-38-2114	
	葛尾村	総務課	0240-29-2111	郵送申請可
	飯舘村	住民課	0244-42-1615	

(注) 上記以外の市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 2 被災者のための住宅提供

### 【公営住宅の提供】

- ◆ 市町村では、住宅が被害を受け、危険な状態にある方の一時的な避難先として公営住宅への特例入居に応じている場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の公営住宅担当課にお問い合わせください。

### 【公営住宅の担当課】

地域	市町村名	担当部署	電話	参考情報
県中 地域	郡山市	住宅政策課	024-924-2631	

(注) 上記以外の市町村も特例入居の相談に応じている場合がありますので、各市町村の公営住宅担当課にお問い合わせください。市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 3 災害ごみの処分

- ◆ 市町村では、災害初期の応急的な対応として、地震により発生したがれき、家電製品、その他のごみを、処理施設や仮置場で、無料で受け入れています。
- ◆ 令和4年6月末までに受付を終了していますが、市町村によっては災害ごみの処分の相談に応じている場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の災害ごみの処分担当課にお問い合わせください。  
※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 4 被災住宅の応急修理（準半壊以上）

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（県内全市町村）において、災害により住宅が「準半壊」、「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の被害認定を受け、そのままでは住むことができない状態にある世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

原則として、修理の着手前に申請が必要です。

一世帯当たり59万5千円（準半壊は30万円まで）が限度額です。

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。

- ① 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受けた方  
災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。  
（ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となります。）  
※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。（ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。）
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ③ 応急仮設住宅等を利用しない方  
応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度との併用はできません。  
（ただし、一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合は除きます。また、応急修理期間中に一時的に応急仮設住宅を利用することが可能な場合があります。）

（注）住家の損壊状況は「り災証明書」により確認されます。

- ◆ 令和5年1月末までに申請受付を終了しています。

申請受付後の手続などについては、各市町村の被災住宅の応急修理担当課にお問い合わせください。

※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。

## 5 一部損壊住宅の修理支援

- ◆ 住宅が一部損壊（準半壊に至らない）被害を受けた世帯<sup>(注)</sup>について、住宅に住み続けるため、日常生活に不可欠な部分を修理し、20万円以上の修理費がかかった方に対し、一世帯当たり10万円が支給されます。

(注) 住家の損壊状況は「り災証明書」により確認されます。

壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修などが対象で、内装のみの修理や、家電製品は対象外となります。

- ◆ 詳細は、各市町村の一部損壊住宅の修理支援事業担当課にお問い合わせください。

### 【一部損壊住宅の修理支援事業担当課】

地域	市町村名	担当部署	電話	参考情報
県北地域	二本松市	建築住宅課	0243-55-5133	R5.8.31まで受付
	本宮市	建築住宅課	0243-24-5393	R5.7.31まで受付
県中地域	田村市	都市計画課	0247-82-1114	R5.8.31まで受付
相双地域	南相馬市	建築住宅課	0244-24-5255	R5.8.31まで受付
	飯舘村	総務課	0244-42-1611	R5.8.31まで受付

(注) 上記以外の市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 6 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関する相談や困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが住まいるダイヤルを開設しています。

- ・住まいるダイヤル

ナビダイヤル：0570-016-100

IP電話等の場合：03-3556-5147

(受付時間 10:00~17:00(平日))

- ◆ 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会は、被災された住宅等の復旧や再建・支援制度等の相談に応じています。内容によっては、現地相談にも応じています。

- ・福島県耐震化・リフォーム等推進協議会電話相談

電話：024-563-6213

(受付時間 9:00~17:00(平日))

- ◆ 〈注意！〉災害時には、それに便乗して、住宅の修理などに関連した悪質商法が多数発生しています。

お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

- ・消費者ホットライン

電話(市外局番なしの3桁番号)：188

(詳細は19ページをご参照ください。)

## 7 被災住宅の解体

- ◆ 市町村から、全壊又は半壊（大規模半壊を含む。）の「り災証明書」の交付を受けた住宅について、解体を希望される方は、市町村が実施する公費解体事業（災害等廃棄物処理事業）の対象となります。  
自らが住宅を解体・撤去した場合の費用も事後に請求できる場合があります。
- ◆ 令和4年12月末までに受付を終了しています。
- ◆ 詳細は、各市町村の被災住宅の解体担当課にお問い合わせください。  
※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。



## お金のこと

### 8 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 県内全市町村がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。

被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金	加算支援金		合計	
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
2人以上世帯	100万円	全壊世帯	建設・購入	200万円	300万円
		解体世帯	補修	100万円	200万円
		長期避難世帯	貸借	50万円	150万円
	50万円	大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
	—	中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			貸借	25万円	25万円
1人世帯	75万円	全壊世帯	建設・購入	150万円	225万円
		解体世帯	補修	75万円	150万円
		長期避難世帯	貸借	37.5万円	112.5万円
	37.5万円	大規模半壊世帯	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円
	—	中規模半壊世帯	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			貸借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町村の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。

【被災者生活再建支援金担当課】

地域	市町村名	担当部署	電話	参考情報
県北地域	福島市	共生社会推進課	0 2 4 - 5 2 5 - 3 7 6 0	左記の 11 市町 基礎支援金 R6. 4. 15 まで受付 加算支援金 R7. 4. 15 まで受付
	二本松市	福祉課	0 2 4 3 - 2 4 - 5 0 6 3	
	伊達市	防災危機管理課	0 2 4 - 5 7 5 - 1 1 9 7	
	本宮市	防災対策課	0 2 4 3 - 2 4 - 5 3 6 5	
	桑折町	健康福祉課	0 2 4 - 5 8 2 - 1 1 3 4	
	国見町	住民防災課	0 2 4 - 5 8 5 - 2 1 1 6	
県中地域	郡山市	保健福祉総務課	0 2 4 - 9 2 4 - 3 8 2 2	左記以外の市町村 基礎支援金 R5. 4. 15 まで受付 加算支援金 R7. 4. 15 まで受付
	三春町	総務課	0 2 4 7 - 6 2 - 1 1 1 4	
相双地域	相馬市	社会福祉課	0 2 4 4 - 3 7 - 2 2 0 4	
	南相馬市	社会福祉課	0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 2 1	
	新地町	総務課	0 2 4 4 - 6 2 - 2 1 1 1	

(注) 上記以外の市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 9 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方の遺族に対して災害弔慰金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
  - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
- ◆ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
  - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
- ◆ 詳細は、各市町村の災害弔慰金担当課にお問い合わせください。  
 ※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】(最終ページ)をご参照ください。

## 10 災害援護資金の貸付

- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。  
貸付金額は最大350万円（被災の状況により貸付限度額は異なる。）で、償還期限は据置期間（3年）を含め10年です。
- ◆ 詳細は、各市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。  
※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。

## 11 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金等】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「緊急小口資金」（一世帯につき10万円以内）等の貸付を受けられます。
- ◆ 緊急小口資金の償還期限は、据置期間（通常：2か月以内）終了後、12か月以内です。  
無利子で、連帯保証人は不要です。
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

### 【市町村社会福祉協議会の連絡先】

福島市：024-533-8877	会津若松市：0242-28-4030
二本松市：0243-23-7867	喜多方市：0241-23-3231
伊達市：024-576-4050	北塩原村：0241-28-3757
本宮市：0243-33-2006	西会津町：0241-45-4259
桑折町：024-582-1155	磐梯町：0242-73-3022
国見町：024-585-3403	猪苗代町：0242-62-5168
川俣町：024-565-3761	会津坂下町：0242-83-1368
大玉村：0243-68-2100	湯川村：0241-27-8890
郡山市：024-932-5311	柳津町：0241-42-3418
須賀川市：0248-88-8211	三島町：0241-52-3344
田村市：0247-68-3434	金山町：0241-55-3336
鏡石町：0248-62-6428	昭和村：0241-57-2655

天栄村：0248-82-2826	会津美里町：0242-54-2940
石川町：0247-26-3793	下郷町：0241-69-5111
玉川村：0247-57-4410	桧枝岐村：0241-75-2382
平田村：0247-55-3500	只見町：0241-84-7006
浅川町：0247-36-3163	南会津町：0241-62-4169
古殿町：0247-53-4394	相馬市：0244-36-2015
三春町：0247-62-8586	南相馬市：0244-24-3415
小野町：0247-72-6866	広野町：0240-27-2789
白河市：0248-22-1159	楡葉町：0240-25-4157
西郷村：0248-25-5454	富岡町：0240-22-5522
泉崎村：0248-54-1555	川内村：0240-38-3802
中島村：0248-52-3400	大熊町：0240-23-5171
矢吹町：0248-44-5210	双葉町：0246-84-6725(いわき市内)
棚倉町：0247-33-2623	浪江町：0240-34-4685
矢祭町：0247-34-1050	葛尾村：0240-29-2020
塙町：0247-43-2154	新地町：0244-62-4213
鮫川村：0247-49-3600	飯舘村：0244-42-1021
	いわき市：0246-23-3320

## 1 2 住宅の建設、補修等の融資(災害復興住宅融資)

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資（災害復興住宅融資）しています。詳細は、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

### 災害復興住宅融資

区分	融資限度額
建設	3,700万円(土地を取得する場合)
	2,700万円(土地を取得しない場合)
購入	3,700万円
補修	1,200万円
借入申込期限	令和7年4月30日

- ・住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）  
フリーダイヤル：0120-086-353  
（受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く。））

## 1 3 住宅ローンの返済の相談

- ◆ 被災された方の住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・全国銀行協会相談室

ナビダイヤル：0570-017109

IP電話等の場合：03-5252-3772

（受付時間 9:00～17:00（祝日及び銀行の休業日を除く。））



## 役所の手続きのこと

### 1 4 国税の特別措置

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。
- ◆ 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ◆ 災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法か、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。  
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
福島	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
二本松	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡
郡山	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
須賀川	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
田島	0241-62-1230	南会津郡
会津若松	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町、河沼郡、大沼郡
喜多方	0241-24-5050	喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村、西会津町
白河	0248-22-7111	白河市、西白河郡、東白川郡
いわき	0246-23-2141	いわき市
相馬	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

- ◆ 福島県沖を震源とする地震により販売のために所持していた酒類が被災（容器の破損による酒類の流出等）した場合には、酒税相当額の救済措置があります。以下の窓口までご相談ください。  
（まずは、表2の税務署の酒類指導官部門までご連絡ください。）

<表1>

<表2>

表2の酒類指導官（酒税担当者）が巡回して相談等を受ける税務署	表1の税務署の巡回相談等を担当する税務署（酒類指導官設置署）
相馬、二本松	福島税務署 酒類指導官 電話：024-534-3121
喜多方、田島	会津若松税務署 電話：0242-27-4311
いわき、白河、須賀川	郡山税務署 電話：024-932-2041

## 15 県税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、徴収の猶予、減免、納期限の延長が認められる場合があります。
- ◆ 制度や手続等の詳細については、福島県税務課（024-521-7070）又は最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

## 16 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。  
※市町村の連絡先は【福島県内市町村連絡先一覧】（最終ページ）をご参照ください。

## 17 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等について、各事業者において、災害救助法の適用区域（県内全市町村）の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各事業者にお問い合わせください。

- ◆ N H K では、災害救助法が適用された区域内（県内全市町村）で、建物が半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、令和4年3月から4月までの2か月間、受信料を免除しています。

詳細は、N H K にお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-077-077

I P 電話等の場合：050-3786-5003

（受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日も受付)）

## 18 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

（注）年金手帳は、令和4年4月に廃止されたため、基礎年金番号通知書が発行されます。

- ◆ 国民年金保険料について、災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき、保険料が免除される制度があります。

また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予を受ける制度があります。

- ◆ 詳細は、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-05-1165

I P 電話等の場合：03-6700-1165

（受付時間 8:00～19:00(月)、8:30～17:15(火～金)、

9:30～16:00(第2土曜日)）

- ◆ 最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
東北福島 年金事務所	024-535-0141	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村
郡山 年金事務所	024-932-3434	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、 三春町、小野町
会津若松 年金事務所	0242-27-5321	会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、 只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、 磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津 町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
白河 年金事務所	0248-27-4161	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
平年金事務所	0246-23-5611	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
相馬 年金事務所	0244-36-5172	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

## 19 運転免許証の再交付

- ◆ 自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付手続きがあります。

申請場所 福島・郡山運転免許センター又は福島県内の警察署、分庁舎  
(受付時間 月曜日から金曜日(祝日等を除く))

- ・福島、郡山運転免許センター(即日交付)  
(受付時間 10:00~11:00、14:00~16:00)
- ・警察署、分庁舎(後日交付)  
(受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00)

※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。

※ 更新期間に入っている方は、再交付と同時に更新ができます(再交付のみの場合と受付時間が異なりますので、事前に次の窓口にお問い合わせください。)

- ◆ 詳細は、運転免許センター、管轄の警察署又は分庁舎にお問い合わせください。

名称	電話番号	所在地
福島運転免許センター	024-591-4372	福島市町庭坂字大原1-1
郡山運転免許センター	024-961-2100	郡山市大槻町字美女池上14-6



## 民間の手続きのこと

### 20 損害保険の相談(契約内容の照会)

- ◆ 災害救助法が適用された市町村(県内全市町村)で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口にお問い合わせください。

原則として、被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会に限ります。

- ・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター  
フリーダイヤル：0120-501331  
(受付時間 9:15~17:00 (月曜~金曜 (祝日除く)))
- ・外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター  
電話：03-5425-7850  
(受付時間 9:00~17:00 (月曜~金曜 (祝日除く)))

### 21 生命保険の相談(契約内容の照会)

- ◆ 生命保険協会は、災害救助法が適用された地域(県内全市町村)において被災した契約者について、家屋等の流失・消失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。(災害地域生命保険契約照会制度)

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会 災害時受付専用連絡先(生命保険相談所)  
フリーダイヤル：0120-001731  
(受付時間 9:00~17:00 (月曜~金曜 (祝日除く)))

- ◆ かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約については、次の窓口にお問い合わせください。

- ・かんぽコールセンター

- フリーダイヤル：0120-552-950

- (受付時間 9:00～21:00 (月曜～金曜 (祝日除く))、  
9:00～17:00 (土日・祝日))

## 2 2 預貯金通帳、印鑑等を紛失した場合

- ◆ 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑等を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

- 詳細は、各金融機関、証券会社、保険会社等にお問い合わせください。

- ◆ 郵便貯金でも、通帳・証書等や印鑑をなくされた被災者の方への払い戻しを実施しています。詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ゆうちょコールセンター

- フリーダイヤル：0120-108420

- (受付時間 9:00～19:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日))

## 2 3 消費生活相談の窓口

- ◆ 地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近では「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、たしかな団体を通して送るようにしてください。

- ◆ お困りの際には、一人で悩まず消費者ホットラインにご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン（全国統一番号）

電話（市外局番なしの3桁番号）：188

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

IP電話など、一部の電話からはつながりません。

## 2 4 法律相談の窓口

### 【法テラス】

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

- ・ 法テラス福島

ナビダイヤル：0570-078370

IP電話等の場合：050-3383-5540

（受付時間 9:00～17:00(平日)）

- ・ 法テラスふたば

ナビダイヤル：0570-078376

IP電話等の場合：050-3381-3805

（受付時間 9:00～17:00(平日)）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

- ・ 法テラス・サポートダイヤル

ナビダイヤル：0570-078374

IP電話等の場合：03-6745-5600

（受付時間 9:00～21:00(平日)、9:00～17:00(土曜)）



## 医療・健康のこと

### 25 こころの悩みや健康に関する相談

◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ・こころの健康相談ダイヤル

(公的相談機関が対応(夜間は(公社)日本精神保健福祉士協会、(一社)日本精神科看護協会、(一社)日本公認心理師協会が対応))

ナビダイヤル：0570-064-556

(受付時間：9:00～17:00、18:30～22:30(受付は22:00まで)(平日))

- ・よりそいホットライン(被災者専門ライン)

((一社)社会的包摂サポートセンター)

フリーダイヤル：0120-279-226

(がらがらが始まった後「1」を押してください。)

(受付時間：10:00～22:00(毎日))

- ・被災者相談ダイヤル ふくこころライン

((一社)福島県精神保健福祉協会ふくしま心のケアセンター)

フリーダイヤル：0120-783-295

(受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00(平日))



## 教育のこと

### 2 6 奨学金の緊急採用、減額返還・返済期限猶予

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域（県内全市町村）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸付奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期間猶予の願出の申請を受け付けます。  
1については在学している学校に、2については日本学生支援機構奨学金相談センターにお問い合わせください。

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター  
ナビダイヤル：0570-666-301  
（受付時間 9:00～20:00(祝日年末年始除く)）

#### 1. 給付奨学金（家計急変採用）／貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用市町村(県内全市町村)の世帯の学生)
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

#### 2. 減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方。
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出



## 事業者の方へ

### 27 災害復旧貸付

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円(注1)	1億5千万円(別枠)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(注2)	
適用期間	令和5年9月30日(土)まで	

(注) 1 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度の融資限度額に上乗せされる金額です。

2 国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。  
中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫(連絡先は「29 中小企業等を対象とした相談窓口」(24~25ページ)をご参照ください。)にお問い合わせください。

### 28 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。
- ◆ 各機関の窓口(連絡先は「29 中小企業等を対象とした相談窓口」(24~25ページ)をご参照ください。)にお問い合わせください。

## 29 中小企業等を対象とした相談窓口

- ◆ 被災した中小企業・小規模事業者の方々を対象とした相談窓口が設置されています。27～28の貸付け、既往債務のご返済などについて、次の相談窓口でご相談をお受けしています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	福島支店（中小企業事業）	024-522-9241
	福島支店（国民生活事業）	0570-008503
	いわき支店（国民生活事業）	0570-008545
	会津若松支店（国民生活事業）	0570-009386
	郡山支店（国民生活事業）	0570-009629
商工中金	福島支店	024-526-1201
	会津若松営業所	0242-26-2617
福島県信用保証協会		024-573-5265
福島商工会議所		024-536-5511
郡山商工会議所		024-921-2600
白河商工会議所		0248-23-3101
原町商工会議所		0244-22-1141
会津喜多方商工会議所		0241-24-3131
相馬商工会議所		0244-36-3171
須賀川商工会議所		0248-76-2124
会津若松商工会議所		0242-27-1212
いわき商工会議所		0246-25-9151
二本松商工会議所		0243-23-3211
福島県商工会連合会		024-525-3411
福島県中小企業団体中央会		024-536-1261
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
福島県よろず支援拠点		024-954-4161
中小企業基盤整備機構東北 支部企業支援部企業支援課		022-716-1751
東北経済産業局 産業部中小企業課		022-221-4922
福島県経営支援プラザ		024-525-4039

県北地方振興局企画商工部		024-521-2658
県中地方振興局企画商工部		024-935-1292
県南地方振興局企画商工部		0248-23-1546
会津地方振興局企画商工部		0242-29-5292
南会津地方振興局企画商工部		0241-62-5205
相双地方振興局企画商工部		0244-26-1142
いわき地方振興局企画商工部		0246-24-6007

## 30 農林漁業者向けの融資・返済の相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫は、被災した農林漁業者を対象に、融資や返済に関する相談窓口を設置しています。

- ・日本政策金融公庫福島支店（農林水産事業）

電話 024-521-3328

（受付時間：9:00～17:00(平日)）

### 主な融資制度

適用できる制度	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
資金の使いみち （注1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例：1施設あたり600万円 <sup>（注2）</sup> ）のいずれか低い額	（一般）600万円 （特認：年間経営費等の6/12以内 <sup>（注3）</sup> ）
融資期間 （うち据置期間）	15年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）

（注）1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

2 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されません。

3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

## 3 1 被災観光関連事業者向けの相談窓口

◆ 東北運輸局は、令和4年福島県沖を震源とする地震により被害を受けた観光関連事業者の不安を解消するため、被災された観光関連事業者からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介を行っています。

・ 特別相談窓口（東北運輸局観光部観光企画課）

電話：022-791-7509

## 福島県内市町村連絡先一覧

市町村名	電話番号（代表）	市町村名	電話番号（代表）
<b>県北地域</b>		<b>会津地域</b>	
福島市	024-535-1111	会津若松市	0242-39-1111
二本松市	0243-23-1111	喜多方市	0241-24-5211
伊達市	024-575-1111	北塩原村	0241-23-3111
本宮市	0243-33-1111	西会津町	0241-45-2211
桑折町	024-582-2111	磐梯町	0242-74-1221
国見町	024-585-2111	猪苗代町	0242-62-2111
川俣町	024-566-2111	会津坂下町	0242-84-1503
大玉村	0243-48-3131	湯川村	0241-27-8800
<b>県中地域</b>		柳津町	0241-42-2112
郡山市	024-924-2491	三島町	0241-48-5511
須賀川市	0248-75-1111	金山町	0241-54-5111
田村市	0247-81-2111	昭和村	0241-57-2111
鏡石町	0248-62-2111	会津美里町	0242-55-1122
天栄村	0248-82-2111	<b>南会津地域</b>	
石川町	0247-26-2111	下郷町	0241-69-1122
玉川村	0247-57-3101	檜枝岐村	0241-75-2500
平田村	0247-55-3111	只見町	0241-82-5210
浅川町	0247-36-4121	南会津町	0241-62-6100
古殿町	0247-53-3111	<b>相双地域</b>	
三春町	0247-62-2111	相馬市	0244-37-2120
小野町	0247-72-2111	南相馬市	0244-22-2111
<b>県南地域</b>		新地町	0244-62-2111
白河市	0248-22-1111	広野町	0240-27-2111
西郷村	0248-25-1111	楡葉町	0240-25-2111
泉崎村	0248-53-2111	富岡町	0240-22-2111
中島村	0248-52-2111	川内村	0240-38-2111
矢吹町	0248-42-2111	大熊町	0240-23-7569
棚倉町	0247-33-2111	双葉町	0240-33-2111
矢祭町	0247-46-3131	浪江町	0240-34-2111
塙町	0247-43-2111	葛尾村	0240-29-2111
鮫川村	0247-49-3111	飯舘村	0244-42-1611
		いわき市	0246-22-1111